

令和 7 年 2 月 1 8 日

成田空港記者会 各位
各 報 道 機 関 御中

マイナンバーカードの誤送付について

マイナンバーカード交付事務において、3名分を誤って他者に送付する事案が判明し、誤送付のあった方への謝罪と誤送付分について回収しました。

申請された方に多大なるご迷惑をお掛けしたこと深くお詫び申し上げます。

また、行政に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、今後、このような事態が発生しないよう再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

1 概要

令和 7 年 1 月 3 1 日（金）にマイナンバーカードの発行申請があり、送付先情報を設定するシステムへの誤入力により、本来、富里市役所に送付されるべき 3 名分のマイナンバーカードが A 氏宅へ送付されてしまった。

2 経過

○ 2 月 1 5 日（土曜日）

- ・ A 氏宅に地方公共団体情報システム機構から簡易書留により郵送物が届いたが、他人（3 名分）のマイナンバーカードが入っていたため不審に思い、A 氏は警察署に遺失物として届出する。

○ 2 月 1 7 日（月曜日）

- ・ A 氏から当市に連絡があり、地方公共団体情報システム機構から他人のマイナンバーカードが送付されたこと、また、当該マイナンバーカードを警察署に遺失物として届出した旨の連絡がある。
- ・ 市職員が警察署を訪問し、説明の上、マイナンバーカードを回収。
- ・ 市職員が A 氏宅を訪問し、謝罪の上、経緯等を説明し理解を得た。

3 原因

申請書を作成する際の確認が不十分であった。

4 対応

マイナンバーカードを誤って送付してしまった 3 名の方には、謝罪の上、制度の説明を行い、マイナンバーの変更など、本人の意向を確認しながら対応しております。

5 再発防止策

- 申請書を作成する際はチェックリストを用い、設定されている情報を十分に確認し、2名によるダブルチェックを徹底します。
- 今回の事例を職員で共有し、マイナンバーカードの取扱いについて、改めて職員一人ひとりに周知徹底を図ります。

問合せ先	
担 当	総務部市民課市民班
担当者	加瀬、相川
電 話	0 4 7 6 - 9 3 - 4 0 8 6 【直通】
F A X	0 4 7 6 - 9 2 - 8 9 8 9
メー ル	shimin@city.tomisato.lg.jp